

質問書回答

2018年12月3日

「(案件名) ミャンマー国農村地域基礎保健サービス強化プロジェクト」

(公示日：2018年11月14日／公示番号：180389) について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	「2. プロジェクトの概要」の「(5) 活動の概要」の「1-0-4. プロジェクトの対象基礎保健サービスに関する包摂タウンシップ保健計画に対し、支援を行う」(P. 11)	1-0-4の「プロジェクトの対象基礎保健サービスに関するITHPに対し、支援を行う」について、1-0-5と1-0-6のITHPのドラフト作成支援とその実施・モニタリング支援との区別がつきにくく、具体的にどのような支援を意味しているのかご教示ください。また、何故1-0-5と1-0-6の前段階にあるのか理由があれば併せてご教示ください。	1-0-4の活動の詳細が1-0-5,1-0-6となります。正確な記載とすれば、1-0-5は1-0-4-1、1-0-6は1-0-4-2となります。
2	「6. 業務の内容」の「(4) タスクフォースの設置、運営支援(活動1-0-1)」(P. 20)	タスクフォースの構成員について、保健スポーツ省及びマグウェイ地域にある「専門家」とはプロジェクト専門家という意味でしょうか。	そのとおりです。
3	「6. 業務の内容」の【第一期契約期間】の「(3) 本邦研修」(P. 22)	① 「実施業務に関連する経費を積算すること」とありますが、本体若しくは別見積に含めるという意味でしょうか。若しくは、本邦研修の提案内容に沿ってプロポーザル上に経費積算を記載するのみでよいかをご教示ください。 ② 本邦研修実施に係る会場等の利用可能なJICA施設についてご教示ください。	① 本体の見積に含めてください。 ② 研修を実施したい場所を所管するJICAの国内機関のセミナー室・会議室をご利用いただけます。 ③ 「実施業務に関する経費」には、渡航前オリエンテーション(来日者への来日前説明)、講師への謝金等の支払いは含まれます。他方、参加者の渡航・滞在費は含まれません。詳しくは、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイド

通番	当該頁項目	質問	回答
		「実施業務に係る積算」範囲に、渡航前オリエンテーション、参加者の渡航・滞在や講師への支払いも含むのかをご教示ください。	ライン」(2017年6月)をご参照ください。
4	業務指示書 p6 「第7見積価格及び内訳書」 「(3)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの」	安全対策経費と書かれてありますが、貴機構としては、プロジェクト運営上、具体的にはどのような安全管理上の問題点・懸念事項を念頭に置かれているのでしょうか。	「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2018年5月)p.25を参照のうえご検討ください。
5	業務指示書 p6 「第7見積価格及び内訳書」 「別見積(5)その他(以下に記載の経費)」 及び 業務指示書 p12 「【成果2:コミュニティ参加強化】	P.6及びP.12 成果2. コミュニティ保健活動計画は、必ずしも「基礎保健サービスの利用を促進するための活動」に限定されないと考えます。ため池の改修等、飲料水を確保するための活動、トイレを建設する活動、蚊の発生抑制、蚊帳の普及等の活動が想定されます。「コミュニティの参画」は、そうした活動計画が実施されることで強化されると考えますが、施設分岐を促進する活動経費に加え、そうした活動の実施を別見積の中に含めるべきでしょうか。	投入が限られる中、コミュニティ保健活動計画は、基礎保健サービスの利用促進のための活動を軸に想定しています。ご提案のような活動への経費について、村落やタウンシップ当局予算での対応は妨げませんが、本契約の見積に積算いただく必要はありません。
6	業務指示書 p7 「第9プロポーザルの評価」 「1.プロポーザルの評価基準」	一人の専門家が母子保健とヘルスプロモーションなど、評価対象の業務とそうでない業務を兼任する場合、当該専門家の母子保健(評価対象)専門家としてのMMはどのように計算されるのでしょうか。例えば、当該専門家が年間に3ヵ月派遣されたとして、そのうちの2ヵ月は母子保健業務を、1ヵ月はヘルスプロモーション業務を担当した場合、当該	カウントの考え方はご提示のとおりとなりますが、評価対象者の予定人月は、一つの目安とお考え下さい。

通番	当該頁項目	質問	回答
		<p>専門家の母子保健専門家としての業務は 2MM と計算されるのでしょうか。また、業務指示書に示される「評価対象とする業務従事者の予定人月数 26.33MM」の内の 2MM とカウントされるのでしょうか。</p>	
7	<p>業務指示書 p14 「5.実施方針及び留意事項」 「(2)プロジェクトの主要コンセプト・アプローチ」</p>	<p>「③タテ割りではない、包括的なサービスの提供」と書かれてありますが、RHC 以下の一次保健施設では、もともと基礎保健サービスが包括的に提供されていると認識しています。一次保健施設における保健サービスの利用促進を上位目標に掲げる本プロジェクトの主要コンセプトの中に、「タテ割りではない、包括的なサービスの提供」が挿入された意図をご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>一次保健施設では、特に母子保健に関しては、比較的包括的に行われていますが、本件は、ライフコースアプローチに基づき、母子保健の各サービスの連関を高め、さらにNCD対策も含めて、一貫した基礎保健サービスの提供を目指すものです。</p> <p>また、保健本省はタテ割りが強く、各課から個別に指示や研修が行われ、一次保健施設の負担となっていることも指摘されています。</p> <p>以上の趣旨から、主要コンセプトに含めたものです。閲覧資料である「プライマリーヘルスケア拡充に関する情報収集・確認調査」報告書もご参照ください。</p>
8	<p>業務指示書 p19 「業務の内容【全期間に共通する業務】」 「(4)タスクフォースの設置、運営支援」</p>	<p>ネピターにおける保健スポーツ省公衆衛生局の各担当課との会議は、基本的に同省内の会議室で行われるものと認識して良いでしょうか。また、同国における慣習、他ドナーの慣行等に照らし、会議時にリフレッシュメントやランチを提供する必要はありますでしょうか。</p>	<p>保健省内の会議室で行うことを原則とお考え下さい。終日のワークショップなどを行う場合には、ランチ提供やホテルでの会議開催を求められることがあります。リフレッシュメントの提供も、特に保健省外で開催の場合には求められることが多いとお考え下さい。</p>
9	<p>業務指示書 p22 「(3)本邦研修」</p>	<p>「本邦研修にかかる受入業務、管理業務は JICA に対応し～」とありますが、一方で、プロジェクト側で来日カリキュラムの実施、実施報告書の作成も行うとなると、訪問先との準備段階における連絡、調整</p>	<p>明示的に業務が発生する場合には、国内業務の MM として計上ください。他方、連絡調整など「その他原価」で手当すべき業務内容の場合は、「その他原価」の中で読み込んでください。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
		<p>含め、実際にはプロジェクト側で一人は張り付ける必要がでてくると思われます。それについての人件費は計上できるのでしょうか。また、そうであれば、MM の中で計上すべきでしょうか、もしくは MM とは別途計上すべきでしょうか。</p>	
10	<p>業務指示書 p22 「【第 2 期契約期間:2020 年 5 月上旬～2022 年 4 月下旬】 「(1)ワークプラン(第 2 期原案)の作成・協議、合意」</p>	<p>「第二期契約期間の実績・教訓や保健スポーツ省の計画・意向を踏まえて」とありますが、ここは「第一期契約期間の実績・教訓～」の間違いではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、記載誤りです。 正しくは、「第一期契約期間の実績・教訓～」です。</p>
11	<p>業務指示書 p11-12 「2.プロジェクトの概要」 「(5)活動の概要【成果 1:基礎保健サービス提供能力向上】」</p>	<p>1.1 以降、各種活動の中に、THO による監督訪問、モニタリングが多く記載されています。同じタウンシップ内の移動についても、宿泊を伴った場合に日当・宿泊費を提供することができるでしょうか。もし規定上その支払いが困難な場合、保健スポーツ省によるねん出、あるいは他ドナーの財源に依存する形となります。もしそうした財源によって支出がなされない場合、活動が滞ることになります。それは、外部要因として捉えて良いでしょうか。</p>	<p>同じタウンシップ内の移動についても日当・宿泊費の提供は可能です。ただし、持続発展性を担保するため、保健スポーツ省予算による手当や他ドナー資金の活用を働きかけてください。</p>
12	<p>業務指示書 p26 「7.報告書等」 「(2)技術協力作成資料等」</p>	<p>「(2)技術協力作成資料等」の中に「イ.住民啓発教材」及び「ウ.各種研修教材」が挙げられています。国連等の決議により、1990 年代以降近年に至るまで、多くのドナー、パートナーによる開発協力支援</p>	<p>ご指摘のとおり考えから、業務指示書 p. 23「6.業務の内容」【第二期契約期間】(6)、p. 24【第三期契約期間】(5)に既存教材の活用を記載しています。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
		<p>は、コミュニティや基礎保健施設を対象として行われてきた経緯があり、こうした教材は数多く存在すると思料します。新たな教材を作成するよりも、こうした教材の再利用、有効活用に注力した方が、限られた M/M の中、効果的な支援が行えると考えますが、そうしたスタンスを選択することも可能でしょうか。</p>	
13	<p>業務指示書 p28 「【第 3 業務実施上の条件】」 「2.業務量の目処と業務従事者の構成(案)」</p>	<p>投入期間が限定されているため、日本人専門家の不在期間が長くなる可能性があります。そういった時の会計処理はどうすべきでしょうか。その間は、極力、現金支払いが絡む活動は行わないようにすると認識すべきでしょうか</p>	<p>業務実施契約の場合、一般業務費の現地での管理について、日本人が行わなければならないとの規定はありません。適切な管理方法をご検討ください。</p>
14	<p>その他(査証について)</p>	<p>通常のプロジェクト運営の場合、専門家の滞在期間が数カ月にあたるため、当初は貴機構(現地事務所)の協力を得て、1年間の(複数回入国可能な)業務用査証及び滞在許可証を取得し、その後はプロジェクト側で更新手続きを行うのが一般的だと思います。今回は、1度の入国期間が短いため、1年間の査証申請は難しいと考えるべきでしょうか。その場合、従事期間ごと、その都度エントリービザ、そして村落部に入る度、移動許可書を申請することになるのでしょうか。</p>	<p>1年間の複数回渡航可能な査証の取得は可能と思われます(大使館の判断事項であり、確約するものではありません)。ただし、弊機構は招聘状を発行しませんので、御社にて旅行会社等を通じて招聘状を取り付け、査証申請手続きを行ってください。渡航のたびに査証取得する方法も可能です。 また、移動許可申請については、マグウェイ地域当局と協議し、毎度の許可取得免除を交渉することが可能です。</p>

以上